

第 3 回

訓子府町農業委員会議案

日 時 令和2年3月27日（金）午後4時

場 所 訓子府町役場2階議会委員会室

訓子府町農業委員会

議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見の聴取について

議案第3号 訓子府町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について

協 議（報告含む）

1. 4月総会（案）
4月28日（火）

2. その他

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について
下記のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があつたので可否について審議を求める。

令和2年3月27日提出

申 請 地					譲渡(貸)人			譲受(借)人			訓子府町農業委員会長 坂本 横				
面 積 (m ²)	土地の表示				住 氏	所 名	経営地 (m ²)	住 所 氏 名	所 名	経営の状況 労働力 (人)	理 由	始期及び終期 ・ 移転時期及 び支払期限	賃貸料 ・ 対 価 (円)	備考	
	所在	地番	公簿	現況											
42,437	豊坂	○○-3 ○○-4	畑 畑	畑 畑	19,164 23,273	大阪府堺市 ○○ ○○	0 (借入地 0)	豊坂 ○○ ○○	○○	4 (借入地 42,437)	463,509 42,437	売買	R2.3.27	5,460,000 (@128,600)	図1
16,999	常盤	○○-48	畑 畑	畑 畑	16,999	東幸町 ○○ ○○	284,380 (借入地 59,841)	旭町 ○○ ○○	○○	2 (借入地 20,989)	20,989 20,989	売買	R2.3.27	800,000 (@47,062)	図2

農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があり、転用面積が30aを超えるなどから、農地法第5条第3項の規定により一般社団法人北海道農業会議に意見の聴取を求めることがあります。

令和2年3月27日提出
 倉本 慎

申請地		譲渡人(貸主)		議受人(借主)		建設予定期間	付近に及ぼす被害の状況	備考
所在	地番	目的	農地の区分	住 所	業 職			
駒里	○-1	牧場	50,115内 16,860	火山灰採取 (一時転用)	駒里 農用地	0 ○○○○(借入地 0)	東幸町 ○○○○ 0)	許可日 R4.11.30 ～ 運送業 火山灰 採取販売
		畑						農業振興地域内 ○
		計	16,860					図3

議案第3号

訓子府町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について

訓子府町農業委員会事務局規程（昭和52年農業委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令を次のように制定しようとする。

令和2年3月27日提出

訓子府町農業委員会

会長坂本 稔

記

別紙

説明 機構改革に伴う係の統合及び事務分掌の見直しに伴い、訓子府町農業委員会事務局規程を改正しようとするものである。

訓子府町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令

訓子府町農業委員会事務局規程（昭和52年農業委員会訓令第1号）の一部を次のとおり改正する。

第4条第1項中「振興係及び農地係」を「業務係」に改める。

第5条を次のように改める。

（事務分掌）

第5条 業務係の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 規則、規程の制定、改廃並びに公告式に関すること。
- (4) 事務局職員の任免、その他人事に関すること。
- (5) 文書の収受、発送、交付保管に関すること。
- (6) 歳入歳出予算及び予算の経理に関すること。
- (7) 諸証明、手数料に関すること。
- (8) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 農業委員の推薦、募集に関すること。
- (10) 各種統計に関すること。
- (11) 農業委員、職員の研修に関すること。
- (12) 農業の振興に関すること。
- (13) 意見の公表、他行政庁への建議、諮問に対する答申に関すること。
- (14) 農業後継者の結婚対策に関すること。
- (15) 農業者年金の啓もう宣伝に関すること。
- (16) 農業者年金の諸届出に関すること。
- (17) 農業者年金に係る各種台帳整備に関すること。
- (18) その他農業者年金事務に関すること。
- (19) 農地行政の総合企画調整に関すること。
- (20) 農地等の開発調整に関すること。
- (21) 農地基本台帳の整備に関すること。
- (22) 農地に係る権利の設定、移転に関すること。
- (23) 農地の転用に関すること。
- (24) 農地の賃借料等に関すること。
- (25) 利用権の設定に関すること。
- (26) 農地信託に関すること。
- (27) 農用地及び未墾地等の買収、売渡に関すること。
- (28) 国有農地売渡に関すること。
- (29) 農用地の利用関係のあっせん及び争議の防止に関すること。
- (30) 農用地の交換分合のあっせん、その他農地事情の改善に関すること。
- (31) 農地に関する審査請求、訴願、訴訟に関すること。

- (32) 農地所有適格法人に関すること。
- (33) 農業制度資金等に関すること。
- (34) 農地関係税制に関すること。
- (35) 農地中間管理事業及び農地保有合理化事業に関すること。
- (36) その他農地等に関すること。
- (37) 利用権設定等のあっせん調整に関すること。
- (38) 農用地利用集積計画の作成及び公告に関すること。
- (39) 嘱託登記に関すること。
- (40) その他農用地利用集積計画に関すること。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○訓子府町農業委員会事務局規程（昭和五十二年十二月二十七日農業委員会訓令第一号）の一部を改正する訓令新旧対照表

新	旧
○訓子府町農業委員会事務局規程 昭和52年12月27日農業委員会訓令第1号 改正	○訓子府町農業委員会事務局規程 昭和52年12月27日農業委員会訓令第1号 改正
昭和54年6月27日農委 訓令第1号	昭和54年6月27日農委 訓令第1号
平成2年6月1日農委 訓令第1号	平成2年6月1日農委 訓令第1号
平成2年10月1日農委 訓令第2号	平成2年10月1日農委 訓令第2号
平成18年1月1日農委 訓令第1号	平成18年1月1日農委 訓令第1号
平成19年3月29日農委 訓令第1号	平成19年3月29日農委 訓令第1号
平成22年4月21日農委 訓令第1号	平成22年4月21日農委 訓令第1号
平成24年5月1日農委 訓令第1号	平成24年5月1日農委 訓令第1号
平成28年3月29日農委 訓令第1号	平成28年3月29日農委 訓令第1号
訓子府町農業委員会事務局規程 (事務局の設置及び目的)	訓子府町農業委員会事務局規程 (事務局の設置及び目的)
第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第6条の規定に基づき、訓子府町農業委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する所掌事務を処理するため委員会事務局を訓子府町役場内に置く。 (職員)	第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第6条の規定に基づき、訓子府町農業委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する所掌事務を処理するため委員会事務局を訓子府町役場内に置く。 (職員)
第2条 事務局に次の職員を置く。ただし、定数は、訓子府町職員定数条例の定めるところによる。 (1) 事務局長 1名 (2) 事務職員 若干名	第2条 事務局に次の職員を置く。ただし、定数は、訓子府町職員定数条例の定めるところによる。 (1) 事務局長 1名 (2) 事務職員 若干名
2 事務局に事務局次長及び主幹を置くことができる。 (職務)	2 事務局に事務局次長及び主幹を置くことができる。 (職務)
第3条 事務局長は、会長の命を受け事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。	第3条 事務局長は、会長の命を受け事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
2 事務局次長及び主幹は上司の命を受けて職員を指揮しその所管事務を処理する。	2 事務局次長及び主幹は上司の命を受けて職員を指揮しその所管事務を処理する。
3 事務職員は、上司の命を受け事務処理に従事する。 (係の設置)	3 事務職員は、上司の命を受け事務処理に従事する。 (係の設置)
第4条 事務局に業務係を置き、係長をおく。	第4条 事務局に振興係及び農地係を置き、係長をおく。

新	旧
2 係長は上司の命を受けて係の事務を処理する。	2 係長は上司の命を受けて係の事務を処理する。
3 係長は事務職員の中から会長が命ずる。 <u>(事務分掌)</u>	3 係長は事務職員の中から会長が命ずる。 <u>(事務分掌)</u>
第5条 業務係の事務分掌は次のとおりとする。	第5条 各係の事務分掌は次のとおりとする。
(1) 委員会の会議に関すること。	<u>振興係</u>
(2) 公印の管守に関すること。	(1) 委員会の会議に関すること。
(3) 規則、規程の制定、改廃並びに公告式に 関すること。	(2) 公印の管守に関すること。
(4) 事務局職員の任免、その他人事に関する こと。	(3) 規則、規程の制定、改廃並びに公告式に 関すること。
(5) 文書の収受、発送、交付保管に関するこ と。	(4) 事務局職員の任免、その他人事に関する こと。
(6) 歳入歳出予算及び予算の経理に関するこ と。	(5) 文書の収受、発送、交付保管に関するこ と。
(7) 諸証明、手数料に関すること。	(6) 歳入歳出予算及び予算の経理に関するこ と。
(8) 関係機関との連絡調整に関すること。	(7) 諸証明、手数料に関すること。
(9) 農業委員の推薦、募集に関すること。	(8) 関係機関との連絡調整に関すること。
(10) 各種統計に関すること。	(9) 農業委員の選挙に関すること。
(11) 農業委員、職員の研修に関すること。	(10) 各種統計に関すること。
(12) 農業の振興に関すること。	(11) 農業委員、職員の研修に関すること。
(13) 意見の公表、他行政庁への建議、諮問に に対する答申に関すること。	(12) 農業の振興に関すること。
(14) 農業後継者の結婚対策に関すること。	(13) 意見の公表、他行政庁への建議、諮問に に対する答申に関すること。
(15) 農業者年金の啓もう宣伝に関すること。	(14) 農業後継者の結婚対策に関すること。
(16) 農業者年金の諸届出に関すること。	(15) 農業者年金の啓もう宣伝に関すること。
(17) 農業者年金に係る各種台帳整備に関する こと。	(16) 農業者年金の諸届出に関すること。
(18) その他農業者年金事務に関すること。	(17) 農業者年金に係る各種台帳整備に関する こと。
(19) 農地行政の総合企画調整に関すること。	(18) その他農業者年金事務に関すること。
(20) 農地等の開発調整に関すること。	(19) 農地係に属さない事務に関すること。
(21) 農地基本台帳の整備に関すること。	<u>農地係</u>
(22) 農地に係る権利の設定、移転に関するこ と。	(1) 農地行政の総合企画調整に関すること。
(23) 農地の転用に関すること。	(2) 農地等の開発調整に関すること。
(24) 農地の賃借料等に関すること。	(3) 農地基本台帳の整備に関すること。
(25) 利用権の設定に関すること。	(4) 農地に係る権利の設定、移転に関するこ と。
(26) 農地信託に関すること。	(5) 農地の転用に関すること。
(27) 農用地及び未墾地等の買収、売渡に關す ること。	(6) 小作地、小作料等に関すること。
(28) 国有農地売渡に関すること。	(7) 利用権の設定に関すること。
(29) 農用地の利用関係のあつせん及び争議の 防止に関すること。	(8) 農地信託に関すること。
(30) 農用地の交換分合のあつせん、その他農 地事情の改善に関すること。	(9) 農用地及び未墾地等の買収、売渡に關す ること。
	(10) 国有農地売渡に関すること。
	(11) 農用地の利用関係のあつせん及び争議の 防止に関すること。
	(12) 農用地の交換分合のあつせん、その他農 地事情の改善に関すること。

新	旧
(31) 農地に関する審査請求、訴願、訴訟にすること。	(13) 農地に関する審査請求、訴願、訴訟にすること。
(32) 農地所有適格法人にすること。	(14) 農地所有適格法人にすること。
(33) 農業制度資金等にすること。	(15) 農業制度資金等にすること。
(34) 農地関係税制にすること。	(16) 農地関係税制にすること。
(35) 農地中間管理事業及び農地保有合理化事業にすること。	(17) 農地保有合理化促進事業にすること。
(36) その他農地等にすること。	(18) その他農地等にすること。
(37) 利用権設定等のあつせん調整にすること。	(19) 利用権設定等のあつせん調整にすること。
(38) 農用地利用集積計画の作成及び公告にすること。	(20) 農用地利用集積計画の作成及び公告にすること。
(39) 嘱託登記にすること。	(21) 嘱託登記にすること。
(40) その他農用地利用集積計画にすること。	(22) その他農用地利用集積計画にすること。
(事務処理)	(事務処理)
第6条 文書の取扱その他必要な事項は、町処務規程の規定を準用する。	第6条 文書の取扱その他必要な事項は、町処務規程の規定を準用する。
(事務の専決)	(事務の専決)
第7条 次に掲げる事務は、事務局長において専決することができる。但し、当該事案が重要又は異例であると認めるときは専決することができない。	第7条 次に掲げる事務は、事務局長において専決することができる。但し、当該事案が重要又は異例であると認めるときは専決することができない。
(1) 契約価格50万円以下の契約行為（総務課、企画財政課合議）	(1) 契約価格50万円以下の契約行為（総務課、企画財政課合議）
(2) 1件金額50万円以下の公有財産の取得、交換及び処分行為	(2) 1件金額50万円以下の公有財産の取得、交換及び処分行為
(3) 局長相当職員以外の北海道内旅行命令、休暇の承認及び年次休暇の時季変更	(3) 局長相当職員以外の北海道内旅行命令、休暇の承認及び年次休暇の時季変更
(4) 契約行為に基づく1件の金額1,000万円未満の支出命令	(4) 契約行為に基づく1件の金額1,000万円未満の支出命令
(5) 軽易な行事及び会議の開催	(5) 軽易な行事及び会議の開催
(6) 軽易な文書の進達及び処理	(6) 軽易な文書の進達及び処理
(7) 軽易な事項の照会、報告及び処理	(7) 軽易な事項の照会、報告及び処理
(8) 軽易な調査、報告及び進達	(8) 軽易な調査、報告及び進達
(9) 軽易な通知、申請、照会及び回答	(9) 軽易な通知、申請、照会及び回答
(10) 軽易な旅行の復命	(10) 軽易な旅行の復命
(11) 証明事項の確認及び諸証明の交付	(11) 証明事項の確認及び諸証明の交付
(12) 公印の保守及び持出使用	(12) 公印の保守及び持出使用
(13) 所管する物件及び施設の管理運営	(13) 所管する物件及び施設の管理運営
(14) 所管する備品の管理	(14) 所管する備品の管理
(15) 時間外勤務命令及び特殊勤務の命令	(15) 時間外勤務命令及び特殊勤務の命令
(16) 職員の軽易な事項の報告及び復命（次長職以下）	(16) 職員の軽易な事項の報告及び復命（次長職以下）
(17) 総会議案及び資料の公表及び配付	(17) 総会議案及び資料の公表及び配付
(18) 農地保有合理化事業に関する進達及び報告	(18) 農地保有合理化事業に関する進達及び報告
(19) 農業者年金に関する進達及び報告	(19) 農業者年金に関する進達及び報告

新	旧
(20) 農地所有適格法人に関する進達及び報告 (21) 農地法第3条第4項並びに同法第3条の 3第1項の届出の受理 (22) その他簡易な事項の処理 (職員の職名)	(20) 農地所有適格法人に関する進達及び報告 (21) 農地法第3条第4項並びに同法第3条の 3第1項の届出の受理 (22) その他簡易な事項の処理 (職員の職名)
第8条 事務局に置かれる職員の職名は訓子府町 職員の職名に関する規程（昭和29年10月23日訓 令第3号）の規定を準用する。 (事務局規程の改廃)	第8条 事務局に置かれる職員の職名は訓子府町 職員の職名に関する規程（昭和29年10月23日訓 令第3号）の規定を準用する。 (事務局規程の改廃)
第9条 本規程を改廃するときは、委員会の議決 を受けなければならない。	第9条 本規程を改廃するときは、委員会の議決 を受けなければならない。
附 則	附 則
この規程は、昭和53年1月1日より施行する。	この規程は、昭和53年1月1日より施行する。
附 則（昭和54年6月27日農委訓令第1号）	附 則（昭和54年6月27日農委訓令第1号）
この規程は、昭和54年7月1日から施行する。	この規程は、昭和54年7月1日から施行する。
附 則（平成2年6月1日農委訓令第1号）	附 則（平成2年6月1日農委訓令第1号）
この規程は、平成2年6月1日から施行する。	この規程は、平成2年6月1日から施行する。
附 則（平成2年10月1日農委訓令第2号）	附 則（平成2年10月1日農委訓令第2号）
この規程は、平成2年10月1日から施行する。	この規程は、平成2年10月1日から施行する。
附 則（平成18年1月1日農委訓令第1号）	附 則（平成18年1月1日農委訓令第1号）
この規程は、平成18年1月1日から施行する。	この規程は、平成18年1月1日から施行する。
附 則（平成19年3月29日農委訓令第1号）	附 則（平成19年3月29日農委訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行する。	この規程は、公布の日から施行する。
附 則（平成22年4月21日農委訓令第1号）	附 則（平成22年4月21日農委訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行する。	この規程は、公布の日から施行する。
附 則（平成24年5月1日農委訓令第1号）	附 則（平成24年5月1日農委訓令第1号）
この訓令は、平成24年5月1日から施行する。	この訓令は、平成24年5月1日から施行する。
附 則（平成28年3月29日農委訓令第1号） (施行期日)	附 則（平成28年3月29日農委訓令第1号） (施行期日)
1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)	1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)
2 処分その他の行為又は不作為についての不服 申立てであってこの訓令の施行前にされた処分 その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申 請に係る不作為に係るものについては、なお從 前の例による。	2 処分その他の行為又は不作為についての不服 申立てであってこの訓令の施行前にされた処分 その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申 請に係る不作為に係るものについては、なお從 前の例による。
附 則	
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。	